

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

1. プログラムの趣旨

- 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」は、法科大学院教育全体の質の向上を目指すため、平成26年度に導入し、以後も不断の見直しを行いつつ、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 各法科大学院において、それぞれの実情に応じ5年間（令和元年度～令和5年度）の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な数値目標とともに設定し、教育の改善・充実に努めているところ。

2. 令和3年度以降の取扱いについて

- 令和2年6月、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の議論も踏まえつつ、文部科学省において、「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」（※）を取りまとめたところ。今後は、各法科大学院において、自大学の数値目標の設定に際し、当該KPIを参照されることが期待されている。

また、現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、「法学末修者教育の充実について」議論いただいているところでもあることから、末修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価することで、法科大学院教育全体の質の更なる向上・底上げを図ることも求められるところ。
- ついては、「法学末修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加点項目を導入することとした。
- なお、司法試験合格率における「全国平均以上」など、段階的な指標は引き続き適用し、きめ細やかな評価を実施。

（※）法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

- 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標
 - （1）累積合格率
 - a. 全体
 - ・令和6年度（2024年度） 70%以上
 - ・令和11年度（2029年度） 75%以上
 - b. 末修者
 - ・令和6年度（2024年度） 50%以上
 - ・令和11年度（2029年度） 55%以上
 - （2）修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）
 - ・令和6年度（2024年度） 50%以上
 - ・令和11年度（2029年度） 55%以上
 - （3）法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率（在学中合格含む）
 - ・令和6年度（2024年度） 65%以上
 - ・令和11年度（2029年度） 70%以上
- 法科大学院入学者数目標
 - ・令和6年度（2024年度） 2,000人以上
 - ・令和11年度（2029年度） 2,200人以上

基礎額算定率設定の指標の追加

別紙

指標			点数
①	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率 ^{※1} が全国平均以上 (直近5年間の修了者に係る累積合格率が70%以上 +4点) (直近5年間の修了者に係る累積合格率が60%以上 +2点)	4点
		直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
		・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合	0点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上 <u>(直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が50%以上 +2点)</u>	4点
		直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
		・下記以外 ・全国平均の半分未満	0点
③	修了直後の司法試験の合格率	法科大学院修了後1年目の司法試験合格率(既修・未修合計)について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 <u>(「合格率が50%以上」が直近3年間のうち2回以上 +2点)</u>	4点
		「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合	2点
		・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続	0点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上	4点
		1.75倍以上かつ2.0倍未満	2点
		1.5倍以上かつ1.75倍未満	1点
		1.5倍未満	0点
⑤	入学者数	下記以外	2点
		3年連続して入学者数が10名未満である場合	0点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施 ^{※2}	2点
		上記以外	0点
⑦ ^{※3}	地域配置 ^{※4}	同一都道府県内に2校以下	2点
		同一都道府県内に3校以上	0点
	又は..... 夜間開講 ^{※5}	実施	2点
		実施せず	0点

※1 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 別に示す条件は以下のとおりとする。

- ・直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
- ・夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。
- ・自習室を近隣の公共交通機関運行終了の直前まで開室すること。(コロナ禍を踏まえ、当該条件は当面の間適用しないこととする。)
- ・直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。

※3 ①～⑥の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【現行と変更後の指標の類型】

類型	現行	変更後
第1	18~24点	21~28点
第2A	14~17点	16~20点
第2B	9~13点	10~15点
第2C	5~8点	6~9点
第3	0~4点	0~5点

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における
加算の評価方法等について

令和2年9月16日
法科大学院公的支援見直し
強化・加算プログラム審査委員会

○令和元年度（2019年度）「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」より、以下の通り加算方法の見直しを行ったところ。

- ・各法科大学院（以下「L S」という。）の理念や目指すべき方向性に基づき、今後5年間の機能強化構想及びそれを実現するための具体的な取組（以下「機能強化構想等」という。）を、客観的に検証可能な目標（以下「K P I」という。）とともにパッケージとして評価。
- ・パッケージ全体の評価結果を得点化し、得点率に応じて配分率を決定。

○各年度の評価の観点について

令和元年度 (2019年度)【済】	令和2年度 (2020年度)【済】	令和3年度 (2021年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・改革構想の評価 ・K P Iの設定状況 ・継続する取組の進捗状況評価 <p>～平成30(2018)年9月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)機能強化構想等の改善状況 (2)K P Iの実質化・改善状況 (3)具体的取組やK P Iの進捗状況 <p>平成30(2018)年10月～令和元(2019)年9月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的取組やK P Iの進捗状況を中心に評価 <p>令和元(2019)年10月～令和2(2020)年9月までの取組を評価</p>

- ・令和3年度は、各L Sが策定した令和元年度～令和5年度の機能強化構想を実現するための具体的な取組やK P Iの進捗状況を中心に評価を行う。

○評価期間について

- ・令和3年度評価においては、以下の期間における機能強化構想実現のための各取組やK P Iの進捗状況及び実績について、評価を行う。

【対象となる評価期間】

令和元(2019)年10月～令和2(2020)年9月

○評価方法について

※ 参考資料「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評点イメージ」参照

今回の評価対象期間においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、司法試験の実施時期が延期されたほか、各大学において学内施設の利用が制限され、対面授業の実施が困難となったこと等により、全てのLSにおいて、計画に沿った取組の実施やKPIの実績値の算出が困難となっている部分がある。このため、以下のとおり、KPIの実績値の算出可否に応じた実績評価を行うこととする。

なお、評価に当たっては、KPI実績値の算出が可能な取組も含め、新型コロナウイルスの影響により、各LSにおいて、通常とは異なるスケジュール及び手法による教育研究活動が行われていることに十分に配慮しつつ、柔軟な評価を行うこととする。

(1) 実績評価（実績値が算出可能な取組について）

「今後5年間の機能強化構想」の実現に向けて、令和元年10月～令和2年9月における各取組やKPIの進捗状況及び実績が計画どおりとなっているかをS・A・B・Cの4段階で評価。

S（5点）：	・計画を上回って進捗している。
A（3点）：	・計画通り順調に進捗している。
B（1点）：	・必ずしも順調に進捗しているとは言えないが、今後の取組状況により目標は十分達成可能。
C（0点）：	・順調に進捗しているとは言えず、更なる工夫が必要。

(2) 実績評価（実績値が算出困難な取組について※）

※ 令和2年の司法試験合格率に関するもののほか、後述の海外渡航又は海外からの受入れに関するもの、国内の他大学との連携に係る取組や企業へのエクスターンシップに関するものなど。

審査委員会においては、各LSの自己評価、計画の取組区分ごとの各LSの取組状況、自己分析、特筆すべき事項を総合的に勘案し、計画の進捗状況をS・A・B・Cの4段階で評価。

S（5点）：	・計画を上回って十分な取組を実施できている、もしくは計画の達成のため期待された以上の工夫した取組ができている。
A（3点）：	・計画に沿って取組を実施できている、もしくは計画の達成のため工夫した取組ができている。
B（1点）：	・計画に沿って取組の一部を実施できている、もしくは計画の達成のため工夫した取組が一部できている。
C（0点）：	・計画に沿って取組が実施できていない、もしくは計画の達成のための工夫した取組ができていない。

(3) 加算率算定の評点の算出方法について

(1)(2)の取組ごとの実績評価に重要度を乗じて合計したものを「実績評価点」(最高5点)とする。加算率算定の評点は、「実績評価点」とし、その評点に応じ以下の区分でS+~Cまでの6段階で総合評価をする。

加算率算定の評点	総合評価
4.5点以上	S+
3.5点以上4.5点未満	S
3.0点以上3.5点未満	A+
2.0点以上3.0点未満	A
1.0点以上2.0点未満	B
0点以上1.0点未満	C

※加算率については、総合評価の結果に基づき、予算編成過程において決定する。

○特別加算枠について

昨年度と同様、全LSが参加して令和元年度から本格実施された共通到達度確認試験の試験結果を進級判定の資料の一つとして活用し、未修者教育の改善・充実と質の保証を促進するLSの取組を支援する。

※加算方法及び加算額については、予算編成過程において決定する。

○海外渡航又は海外からの受入れに関するもの、国内の他LSとの連携に関する取組や企業へのエクスターンシップに係るものなど、次年度以降もコロナ禍の影響が及ぶ懸念のあるKPIについては、本年度は上記(2)の実績評価を実施するが、次年度に向けて必要に応じKPIの変更を認める。

※ 変更に係る十分な検討期間を取ることがスケジュール上困難であるため、次年度評価からの変更とする。

変更を行う場合については、令和3年3月末までにKPIを設定し、次年度は令和2年10月~令和3年9月までの取組を評価する。

KPIの変更方法の詳細については、別途連絡する。

○ヒアリングについて

- ・5年間の機能強化構想の計画初年度(令和元年度予算分)は、全てのLSに対して網羅的にヒアリングを実施。
- ・2年目(昨年度)は、LSを開設していない大学が設置する法曹コースと法曹養成連携協定を締結しようとしている(大幅な計画変更がある)LSなど、ヒアリングが必要と考えられる11校のみに対して実施。

→ 昨年度の審査以降、大幅な計画変更を予定しているLSがなく、各LS・審査側の負担にも考慮し、ヒアリングは実施しないこととする。